

**第7回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成15年10月7日

川薩地区法定合併協議会

第7回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年10月7日(火)
開催場所 ホテルグリーンヒル(樋脇町)
開 会 午後1時30分
閉 会 午後3時11分
出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 工
	安 田 文 仁	村 原 政 和	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	平 林 徳 子	塩 田 至
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	純 浦 勝 志	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎
	中 能 重 行	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫
	西 仙 可	石 原 弘 子	町 弘 道
	中 川 三 継	西 手 正 孝	宮 和 勇
	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子	尾 崎 嗣 徳
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上53名

顧 問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員 今 村 松 男

以上 1名

専門部会長等 福 留 久 根
村 尾 光 政
本 田 憲 證
桑 原 道 男

平 敏 孝
新 武 博
上 戸 健 次

岩 下 晃 治
岩 下 満 志
木 原 研 一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 川 野 眞 司

事務局員 森 園 一 春

奥 平 幸 己

井手上 和 洋

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

平 利 朗

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

大 毛 昭 徳

久 米 道 秋

古 川 太 司

山 内 拓 也

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

議案第17号 新市まちづくり計画原案について

(2) 提案事項

提案第27号 一部事務組合等の取扱いについて

提案第28号 消防団の取扱いについて

提案第29号 友好都市・国際交流事業について

提案第30号 消防防災関係事業について

提案第31号 農林水産関係事業について

(2) 報告事項

合併協定項目C・D群の協議状況について

新市名称公募結果について

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

一部事務組合について

(3) その他

次回協議会の開催等について

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

合併協定項目(46項目)の協議状況

4. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

ただいまから第7回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

第7回の川薩地区法定合併協議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の10月7日に、当地域において任意合併協議会を設置いたしましてから、早いものでございまして、満1年が経過したところでございます。

この1年間の間には、様々な課題が生じてまいりました。協議会の委員の皆様、県の皆様をはじめ各市町村の皆様方、委員の皆様方も一丸となって、いろいろと合併の問題についてお取り組みをいただき、今日を迎えているところであります。

お陰様でいろいろ紆余曲折がございましたけれども、本協議会の合併協議が、お陰様で順調に進んでおりますことは、ひとえに委員各位の皆様方のご協力の賜物であると感謝を申し上げます。

今後の合併協議につきましても、引き続き協議会構成市町村が新市誕生に向けて、一致団結して取り組んでいただくように、心からお願いを申し上げます。

なお、遅ればせながら、入来町の福元町長さんにおかれましては、この度、町長選挙で2期目のご当選を果たされ、誠にめでたうございます。この場をお借りいたしまして、あらためてお祝いの言葉を申し上げます。今後、町政発展のために、また、私もこの市町村合併の協議のために、持っておられる卓越した政治手腕とご経験を、この場でもいろいろとご教示、ご指導賜りますように、心からお願いを申し上げます。

ところで、自立と個性と競争による地方自治を目指しまして、税源の移譲、あるいは補助金、国庫負担金等の整理・合理化、また、地方交付税の制度の見直しなどに関する、いわゆる三位一体の改革が、次の通常国会で具体的に審議がされようとしているところであります。住民の皆様が一番密着して、我々地方自治体としては市町村合併をはじめとする制度改革をうまく活用して、地方分権に対応すべく、地域組織の活用による身近な行政を維持しながら、行財政基盤の強化を図っていくことが肝要であろうかと存じます。

また、民間と行政の役割分担、行政評価への住民参画なども欠かすことのできない重要な要素となりますことから、住民の皆様方、関係団体の方々との対話を通じて、新市全域の持続的な発展を目指していかなければならないと考えております。

合併協定項目の審議は、来年1月の住民説明会に向けて本格化してまいりました。46項

目のうち、すでに3分の2以上がいろいろと議題にお諮りをして協議を進められているところであります。

いよいよこれから一番難しい時点に入ってまいります。総論賛成、各論いろいろ意見があり、なかなか意見の調整がつかない場面もたくさんあると思いますけれども、来年1月の住民説明会までには、少なくともできるだけ多くの調整が一本化され、そして新市合併の際には、課題の整理ができなかった最小限のものだけを新市の中で調整を図っていくということが、私ども理想といたしているところでございますので、どうかひとつ将来に向かって、委員の皆様方をはじめ事務局の職員一丸となって、また、各市町村の職員も一緒になって、ひとつ新しい、ひときわ輝く新市の将来のために頑張ってもらいたいと存じますので、どうかひとつ皆様方におかれましても、本日、活発な議論を展開していただきまして、実り多き本日の会議となりますように、心から念ずる次第でございます。

ご案内のとおり、あとちょうど1年になりました。1年で1つの成果が出てくることになっております。どうかひとつ、よろしくご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

終わりにあたりまして、毎回、大変ご多用中にも関わりませず、馬場川内総務事務所長さんをご臨席でございます。また、大所高所から本日もご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。本日もよろしく願いいいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第10条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は52名で半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

また、協議会規約第10条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長によりしく願いいいたします。

森卓朗会長

ではまた会議の進行上、しばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様へお願いを申し上げます。今、お手元にお配りしてあります傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員名を言ってからご発言をお願いいたします。

では早速、議事に入ります。まず最初の議案審議でございます。

議案第17号、新市まちづくり計画原案についてを議題といたします。事務局の説明を

お願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

ただいま議長のほうから議案審議の説明の指示を受けまして、あらためて本日の会議の流れを説明いたします。本日の資料の2をお願いいたします。

資料2の1ページが本日の会次第でございますが、ただいま議長から説明指示のございましたのは、3の議事(1)議案審議1件分でございます。本件につきましては、議案第17号、新市まちづくり計画の継続審議分でございますので、よろしくをお願いいたします。

それから(2)が提案事項の5件ございまして、本日、F群5件をお持ち帰りいただきます。

そして報告事項がご覧の5件でございます。

以上、本日は最終承認される事項はございませんけれども、活発なご審議をよろしくをお願いいたします。

それでは5ページをお開き下さい。

5ページが、議案第17号、9月25日提案、第6回協議会提案事項の継続審議分でございますが、新市まちづくり計画の原案についての審議をお願いいたします。

本日が、4回予定されております法定協審議の2回目になりますので、ただいまから内容につきましては、計画班の古川班長が説明いたします。

古川英利計画班長

計画班の古川でございます。

それでは議案第17号、新市まちづくり計画原案でございますが、前回、第6回協議会で提案させていただきました、8月17日からのまちづくり広聴会などでの意見を取りまとめ、資料により報告をさせていただいたところでございます。

本日はこれらを踏まえ、ご審議いただきますと共に、原案の修正作業に着手すること、それから議案第17号を引き続き継続することを併せてご審議いただきたいと思いますと考えております。

今後の予定といたしましては、6ページをお開き下さい。

本日は7行目になります協議会審議 というところでございますが、本日、ご了承いただけますと、約1ヶ月間をかけて修正作業に入っていきたいと考えております。

そして第9回協議会、11月13日にあらためての修正したもののご提示を予定しているところでございます。

以上で説明は終わります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

森卓朗会長

ただいま事務局から、議案第 17 号、新市まちづくり計画原案について、ご説明を申し上げます。原案の修正作業に着手すること、それから議案第 17 号につきましては、今日のご意見等も出ることでございましょうから、継続審査として審議をしていくということでございます。

これから質疑に入ります。どなたからでもご意見を出していただきたいと存じます。

肥後耕作委員

祁答院の肥後です。

前回、組織機構をはじめ、それぞれの新しい形がだんだん見えてまいりの中で、本町の特別委員会あたりでも十分に審議をしてみている中で、この新しい新市が活動がスムーズに行くための地区コミュニティの強化ということで、一番強化をされる部分であろうかと思っております。

川内の岩下委員のほうは何回か前に、地区コミュニティにおける 1 つの職員の派遣、視察ですね、そこらあたりも発言をされているのですが、65 地区、校区だと思んですが、ここらあたりにスムーズな 1 つの新市移行後の地区コミュニティの運営とかいうもの等についての、ひとつ職員の派遣というもの等について、是非ともやっていただきたいということをお願いをしたいと思います。

森卓朗会長

今、肥後委員のほうから、地域活動を活発化させるために、地域コミュニティに対する職員の派遣構想、これを是非お願いしたいということではありますが、経過はいかがですか、あるいは考え方。

田中良二事務局長

ただいまの肥後委員の発言、ご要望につきましては、まちづくり広聴会の中、あるいは後ほど説明いたします組織機構の中の意見集約の中でも、一次集約の中でも出てきております。

今後の進め方といたしましては、検討する組織といたしましては、総務専門部会、あるいはコミュニティの調整会議等で、ただいまのご意見を議論していきたいと思っております。

具体的には、組織が受け皿が固まりましてから、定員管理、具体的な人事と連動してまいりますので、そこと絡めながら議論を進めることとなります。以上でございます。

森卓朗会長

肥後委員のご要望、ご意見につきましては、事務局としてもしっかりと受けとめて、そしてできるだけ地域コミュニティがうまく円滑に活動できるように配慮をしていきたいということでございますので、今しばらく組織の固まり、定員の配分の関係等、総務専門委員会等で協議をして進めてまいりたいということでございますので、よろしゅうございますか。ではそのように取り計らってまいりたいと存じます。

他に議案第 17 号について、ございませんか。

中島増夫委員

樋脇町、中島でございます。

ただいまの地区コミュニティにつきまして、ご意見もございました、人的な派遣といったようなもの等もございました。私もやはりそういうことを考えてやっていただきたいと思うわけでございますが、このことにつきましては、いわゆる地区公民館のこの条例公民館との関連というものがどのようになっているのか。現在、各市町村の条例、地区の公民館とか、また校区の公民館は、条例の公民館として職員等が配置されているわけでございますが、それとの関連、またはそれを十分に2つが融合すると言いますか、そういうことも図っていただきたいと思うわけでございまして、そのことについて、よろしく願いをいたします。

森卓朗会長

中島委員のほうから要望ですが、事務局のほうから何かありますか。

古川英利計画班長

計画班でございます。

条例公民館と条例公民館で位置づけしてない地区の活動拠点というのが、この地区2と
おりでございます。条例公民館につきましては、公民館主事さんがいらっしゃって、地区の生涯学習活動を中心として、地区の地域おこしなどに取り組まれているんですが、コミュニティ協議会のこの制度は、それらも全部網羅するものというふうなことで考えております。

そして既存の今の主事さん方の活動を、何もかも、職員の派遣の話もあつたんですけれども、それらと一緒に活動できるような方向で、やはりやっていけないといけないということで、広聴会での意見をたくさんいただいておりますので、それらを踏まえて、地区コミュニティの調整会議、先ほど出ました事務組織の調整会議、総務専門部会等であらためまして今の制度と照らし合わせながら、新しい制度の導入も考えていきたいと思っております。以上です。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。

中島増夫委員

よろしく願いいたします。

森卓朗会長

他にございませんか。

ご意見もないようでございますが、議案第 17 号につきましては、まだまだお持ち帰りいただきまして、いろいろとまたお目通しをいただき、それぞれのまた市町村におきまして、いろいろ協議を、審議をされる機会もあろうかと存じますが、今日はこの議案第 17 号につきましては、引き続き継続で審議をするということで決定してよろしゅうございませうでしょうか。

議案第 17 号につきましては、引き続き継続して審議するというので、今日は承認をさせていただきます。ありがとうございました。

では続きまして提案事項 5 件がございます。順次、説明をしてみたいと存じます。

まず提案第 27 号、一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。資料の 7 ページをお開き下さい。

7 ページでございますように、提案第 27 号、一部事務組合等の取扱い(その 1)についてでございます。協定項目番号としては 13 号になっております。

ここでちょっと口頭説明をいたしますけれども、この川薩地区法定協議会におきましては、住民サービスに直結します、いわゆる生活密着型の一部事務組合が 9 件ございます。本日、一部提案できない部分がございますが、それにつきましては、薩摩郡東部衛生処理組合、し尿処理、ごみ処理、火葬場関係等、川薩地区介護保険組合、串木野樋脇清掃組合、ごみ処理関係でございますけれども、以上 3 件につきましては、現在、協議調整中でございますので、次回の法定協でその 2 として提案予定でございます。

それから、ただいまから提案事項を本日 10 月 7 日付で提案いたしますけれども、10 月 24 日までに各市町村の協議結果をご回答いただき、来月 11 月 6 日の幹事会で一次集約を行いたいというふうに予定しております。

それでは提案内容につきましては、調整班長の奥平が説明いたします。

奥平幸己調整班長

調整班、奥平でございます。

それでは調整方針案につきまして、ご説明を申し上げます。資料のほうは現在ありました7ページからになりますけれども、まず9ページをお開き下さい。

9ページの1番目、協議項目の要旨・留意点の にありますように、一部事務組合とは、事務の一部を複数の市町村等が共同で処理するために設置した組合をいいます。

そして にありますように、新設合併の場合、合併関係市町村の法人格が消滅するため、廃止、脱退、再加入お呼び規約の変更等について協議する必要があるがございます。

また、 にありますように、一部事務組合については、合併関係市町村外の市町村も関係するため、広域的な協議が必要であります。

本協議会では、 にありますように、これら一部事務組合のほかに、事務委託、公社、第三セクター等の取扱いについても協議し、調整方針案を提案しております。

また、先ほどありましたように、薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合につきましては、調整方針の協議中ということで、別途協議することとしております。この3つの組合につきましては、調整方針案が決定しだい提案することとしております。

次に、2. 提案の理由にありますように、本協議会の一部事務組合等の調整の基本的な考え方は、原則として、住民に急激な変化を与えないよう一部事務組合等の現有施設の有効活用を基本に協議してきており、構成団体が広域にわたるため関係組合や構成市町村との協議調整が必要なことを考慮した提案内容としております。

次に15ページをお開き下さい。

ここには川薩地区に関係する一部事務組合等を一覧表で掲載してあります。

左の通し番号1から6までが、いわゆる生活密着型の一部事務組合で、消防、し尿処理、ごみ処理業務等の組合、6団体でございます。

7から13までは、鹿児島県町村会関係の組合でありまして、県下の町村を対象にした組合で、7団体でございます。

14から22までは、土地開発公社関係で、川内市と入来町は単独で設置しており、樋脇町、東郷町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村の2町4村は県町村土地開発公社に加入し、支社を設置しております。また、祁答院町は祁答院地区土地開発公社に加入し、支社を設置しており、全部で9団体でございます。

23、24は、財団法人等で2団体、25から27は、視聴覚協議会、ライブラリー関係で3団体、28は、公平委員会の事務委託で1団体、29から32は、第三セクターで4団体あり、合計32団体について、今回、提案するものでございます。

それでは資料7ページのほうにお返りいただきたいと思っております。

一部事務組合等の取扱い(その1)についての調整方針案をご説明申し上げます。

1 番目でございます。川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施するとしております。

市町村等が共同で処理するという一部事務組合の本来の目的を失うことと、構成市町村の法人格の消滅により、組合自体は消滅ということになりますが、解散の手続きは必要であり、解散議案と財産処分について、各構成市町村全ての議会の議決が必要となります。

2 番目に、祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整するとしております。

3 番目に、祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整するとしております。

次からの町村会関係の7 団体につきましては、審査会等を含む事務処理関係と、新市が加入した場合等の負担金の関係などを総合的に協議し、次のとおり調整方針案が出されております。

まず4 番目です。鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県町村交通災害共済組合、鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するとしております。

5 番目の鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整するとしております。

次に6 番目でございます。ここで文字の挿入をお願いいたします。2 行目「当該組合の加入については」という前に「新市の」という文字を3 文字入れていただきたいと思いません。申し訳ございません。

6 番目の鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係町村は、合併の日の前日に当該組合から脱退する。新市の当該組合への加入については、合併までに調整するとしております。

この退職手当組合につきましては、新市の加入について、県下の合併関係市町村の動向等を確認したいということから、合併までに調整するとなっております。つまり、現在、合併協議を進めております県下の協議会の中で、町村のみで構成されており、新しく市になる所は、引き続き加入するだろうと判断されますが、これまで退職手当業務を単独で行っている市が、町村会の退職手当組合に加入している町村と合併し、新しく市になった場合、本組合に加入するかどうかということを見守りたいということでございます。

なお、町村会関係につきましては、町村会の取り組み体制等が、まだ不明な部分等もあることから、今後、連携を取りながら協議していく必要がございます。

7番目、土地開発公社につきましては、次のとおりとするということで、1番目、川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

(2) 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甕村支社、下甕村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

(3) 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとするとしております。

土地開発公社の取扱いにつきましては、2通りの方法がございまして、1つ目に、全ての開発公社が合併前日に解散し、新市で新たに開発公社を設立する方法と、もう1つに、1つの開発公社を定款変更により新市の開発公社として存続し、他の開発公社は解散し、全ての財産等を新市の開発公社、存続した開発公社ですけれども、へ譲渡する方法がございまして。

前者の場合ですと、解散に伴いその開発公社の所有する借入金等を設立団体が引き取る必要があり、財政的にも厳しくなります。後者の場合ですと、借入金等について、金融機関との協議により新市の土地開発公社へ引き継ぐことができ、設立団体に実質的な負担が生じることなく、新市の土地開発公社を立ち上げることができます。

以上のようなことから、一番規模の大きな川内市土地開発公社を定款変更により新市の土地開発公社として存続し、他の町村の土地開発公社は脱退、解散し、その財産については新市の土地開発公社へ引き継ぐということにいたしましたのでございます。

次に8番目、財団法人川内市民まちづくり公社、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐとしております。

9番目、川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引き継ぎ、現在、事務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日までに委託契約を解除する。

甕島地区視聴覚教育協議会は、合併の日の前日までに解散する。

入来町及び祁答院町は、祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日までに脱退するとしております。

ライブラリーの業務は、川内市立視聴覚ライブラリーを現行のまま引き継ぎ、新市直営で行うというものでございます。

10番目、鹿児島県人事委員会に事務委託している4町4村の公平委員会事務については、合併の日の前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。

次に 11 番目です。肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甑産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆったり館については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとするとしております。

以上が調整方針案になりますが、また、9 ページのほうを見て下さい。3 番のところに調整方針の先進例を 11 ページまで 4 例掲載してございますので、参考にしていただきたいと思います。

また、12 ページからは、関係の参考法令を抜粋ということで掲載してございます。

次に 16 ページをお開き下さい。

ここから関係一部事務組合の組織の概要や財産の状況等について掲載してございます。

16 ページを見ていただきますと、左右に分けまして 2 団体を掲載してございます。左の欄には、団体名のところにありますように、川内地区消防組合を掲載してございます。資料としては、以下、設立年月日、構成市町村、事務所の位置、担当事務、職員数、財産及び債務を掲載してございまして、その欄の右のところには調整方針案を掲載してございます。

以下、資料としましては 32 ページまでに同じ内容で、32 団体を掲載してございますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、今後の一部事務組合の協議につきましましては、生活密着型では、先ほどの薩摩郡東部衛生処理組合、川薩地区介護保険組合、串木野樋協清掃組合の財産等の処分も含めた協議、また、町村会関係につきましましては、町村会の今後の組織体制を早く固めてもらうことなどが重要な協議になると考えております。

一部事務組合の解散や財産処分については、組合構成市町村全ての議会の議決が必要となりますので、特に慎重に行っていきたいというふうに考えております。

以上で、一部事務組合等の取扱い(その1)についての説明を終わります。ご協議方、よろしく願いいたします。

森卓朗会長

ただいま提案第 27 号、一部事務組合等の取扱いについて、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

事務局のほうからも説明をいたしましたとおり、この一部事務組合の関係は大変この合併しようとする構成市町村団体だけでなく、他の団体との協議もございまして、いろいろ難航する点もあろうかと存じます。

先般、生活密着型のいわゆる一部事務組合と言われる消防とか、あるいは火葬、し尿、ごみのこういう処理の問題につきまして、お隣の東部衛生処理組合の管理者、宮之城町の町長さん、それから鶴田町の町長さん、薩摩町の町長さんとも、一応、第 1 回目の話し合いをしてみたところでございますが、北村管理者も、できるだけ話し合いで円満に、これ

から協議をしていきたいと思いますという前向きのお話をいただきましたので、できるだけ早めに調整をしていきたいと、このように考えているところであります。

特別にございませんか。

提案第 27 号、一部事務組合等の取扱いにつきましては、お持ち帰りでございます。事務局から説明いたしましたとおり、今後また十分目を通していただきまして、次の会議、あるいはまた、それぞれ事務レベルの段階で、幹事会の中でも審議をしていただきまして、次の会議にまたご協議をしていただくようにしたいと、このように思います。ご了承いただきたいと存じます。

では引き続きまして議案第 28 号、消防団の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会でございます。

それでは議案第 28 号、消防団の取扱いについて。合併協定項目 21 号「消防団の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案でございますが、

1 消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。

2 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。

3 消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。

4 消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。

5 消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。

6 消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後 3 年以内を目処に調整する。

7 消防団に関係する公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。

8 消防団に関係する補助金については、補助金・交付金等の取扱いによるものでございます。

34 ページでございますが、消防団の取扱いの要旨・留意点でございます。特に消防団や消防団員の身分等の取扱い及び災害時の出勤等の体制等について、3 項目を掲げる中で調整していくものでございます。

2 の提案理由でございますが、新市において、災害など緊急時に即応できるよう一体性の確保や住民福祉の向上に配慮した内容で提案するものでございます。

協定先進事例につきましては、4 例ほど掲げてございますので、お目通しをいただきました

いと思います。

それから4の参考法令等の抜粋につきましては、掲載をここにいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それから36ページでございますが、事務事業一元化の調整総括表でございます。これにつきましては、44ページにかけまして、1市4町4村の組織等につきまして、横並びでお示しをいたしております。さらに調整方針等についても末尾のほうに記載をいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それから45ページでございますが、公共的団体と関係市町村内の5団体等をお示しをいたしております。さらには46ページのほうに、関係市町村外の12団体等について、それぞれお示しをいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

さらには47ページにつきましては、補助金等につきまして、8団体にそれぞれ各市町村におきまして補助金を交付しているところでございますが、これについて、横並びでそれぞれ掲げてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

さらに35ページに返っていただきたいと思っておりますが、今後の協議スケジュールでございます。各市町村の協議回答を10月24日までといたしますが、その後、幹事会、一次協議、二次協議を行いまして、11月26日の法定協議会で確認をいただくことといたしております。

それでは資料4をお開きいただきたいと思っております。

新市の消防団の組織についてでございますが、基本的な考え方を説明をさせていただきたいと思っております。新市の組織図案でございます。

まず新市になりますと、1市1団が基本となります。現在、消防署の中央署、東部署、西部署の3署がありますが、その他、上甌、下甌には分駐署が設置されている状況でございます。消防団の組織は、これらの諸分駐署を中心とした中で再編していくことと考えているところでございます。

特には新市にとって分かりやすく、さらには機能的な組織であるべきだと考えているところでございますが、特に中央署管轄に中央団、それから西部署管轄に西部団、東部署管轄に東部団をそれぞれ設置することといたしております。

また、島嶼部においては、上甌団、下甌団を置き、それぞれ1名ずつの副団長を置きたい考え方でございます。また、副団長を補佐し、調整役として、本部員を置くことといたしております。

次に方面隊でございますが、この考え方は、川内市を3つの方面隊に位置づけております。各町にそれぞれ1方面隊、甌においては里村、上甌村で1方面隊、下甌村、鹿島村で1方面隊を置く考え方でございます。新市全体では9つの方面隊を組織するという考え方でございます。

次に分団の考え方でありますが、分団は、基本的には常備消防及び消防力の基準等を考

慮し、32分団に統合をいたしたい考えでございます。

したがって、基本的な組織図案といたしましては、本日、統合した組織でお示しいたしたところでございますけれども、この組織につきましては、8月21日の各町村の団長さん、さらには消防担当課長会におきまして、川内地区消防組合のほうから説明がなされたところでございます。

特に分団の統合及び団員数につきましては、現在の条例定数からいたしますと、1,822名であります。合併後、将来的な3年後の目標といたしましては、1,280名としたい考えでございます。

これまで川内市を除き4町4村は、分団の配置、団員の定数は、戦後からの流れであり、本来、常備消防が昭和56年度に発足いたしております。それ以降についても、従来どおりの定数とされている所が多いようでございます。

また当時からいたしますと、特に資機材等の充実や道路の整備状況等、飛躍的によくなってきていること等もでございます。この合併を機に統合を進めていくことが必要であると考えているところでございます。

特に消防力の基準からいたしますと、車両と人員では、参集率25%として算出いたしておりますが、消防、ポンプにつきましては、運用は5名であり、参集率からいたしますと、20名必要かとなるところでございます。また、小型ポンプ運用につきましては4名ありますが、これを全体に参集率をかけますと16名という視野が出てくるようでございます。これに地域の特性、地域性を考慮した中で、やはり分団については設定していくことが必要であろうと考えております。

さらに車庫の詰所の照会エリアとの関係でございますけれども、延焼率からの走行限度時間が4.5分とされております。これから算出しますと、走行速度からしますと、3キロメートルを管轄エリアとすることが適当であろうという基準的な考え方でございます。

これ等をもとに、今回、お示ししております組織図案を提示し、検討をいたしたところでございます。

団長さんの意見といたしましては、団員削減の目標年次を概ね3年と、将来的な考え方を3年ということで、お話をさせていただきましたが、これについてはもう少し延長することはできないのかという意見、さらには現在の団長、副団長、分団長等の身分の取扱い、さらには失職するのではないかという意見、さらには分団が減るので、分団員について、地域性を考慮して人員を定めていただきたいという考え方、さらには新市においても女性団員を是非考慮していただきたいなどの意見が出されたわけでございます。今後、これ等をもとに、さらに団長さんを含めて検討してまいりたい考えであります。

それから2ページから9ページでございますが、これにつきましては補助金、交付等について、それぞれ9ページまで掲載をいたしております。調整方針案を定めておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 28 号、消防団の取扱いについて、事務局のほうから説明をいたしました。これからご意見、ご質問を出していただきたいと存じます。

ございませんか。

(「なし」の声)

特別にご意見、ご質問もないようでございますが、これもまた、お持ち帰りでございますので、それぞれお持ち帰りいただき、また、それぞれの市町村でいろいろご協議をいただきまして、今後、回答をいたしていただくことにいたす予定であります。消防団の取扱いにつきましては、以上で協議を終わらせていただきます。お持ち帰りいただき、ひとつまたご検討賜りますようお願いいたします。

引き続きまして提案第 29 号、友好都市・国際交流事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。

提案第 29 号、友好都市・国際交流事業の取扱いについて、ご説明いたします。48 ページをお開きいただきます。

合併協定項目 23 - 2 号「友好都市・国際交流事業の取扱い」につきまして、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、

1 友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整するとしております。これは川内市と入来町が、現在、該当しております。

2 国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整するというので、これは川内市、入来町、それと東郷町、3 団体が該当しております。

3 国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定するとしております。これは川内市が、現在、実施しているところでございますが、以上のとおり提案するものでございます。

49 ページのほうでございますが、1 番目で、協定項目の要旨・留意点といたしまして、

(1) 友好都市交流事業の取扱いについては、友好都市締結自治体の意向や財政上の課題を含め総合的な政策判断が必要でございます。

(2) 構成区域内の国際交流団体（川内市日本中国友好協会・入来町国際交流協会・東郷町国際交流を進める会等）につきましては、新市において新たに設立します国際交流協

会に統合する方向で調整する。

(3) 国際交流員等招致事業については、(財)自治体国際化協会が行いますJET事業(語学指導等を行う外国青年招致事業)のうち、国際交流員またはスポーツ交流員招致を選択する必要があります。

2で提案の理由を掲げてございます。

各事務事業は、全て政策的判断を必要とするものでございます。各構成市町村の過去の経緯を十分に検討する必要があることを考慮し提案するものでございます。

3番目に、先進事例を4例ほど掲げてございます。

50ページが、協議のスケジュールを掲載してございます。

51ページから53ページにかけまして、調整総括表といたしまして、51ページが友好都市交流、52ページが国際交流団体、53ページが国際交流員等招致事業について、各市町村の現状をお示ししてございます。お目通しいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

提案第29号、友好都市・国際交流事業につきまして、ただいま提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご意見を出していただきたいと思っております。

(「なし」の声)

質問もないようでございます。お持ち帰りでございますので、また、それぞれの団体でご協議をいただきたいと存じます。

これで提案第29号を終わります。提案第30号、消防防災関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会でございます。

提案第30号、消防防災関係事業について、合併協定項目23-5号「消防防災関係事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしましては、

1 地域防災計画につきましては、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指すものでございます。

2 防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備するものであります。

3 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進するものであります。

4 防災行政無線については、次のとおりとする。

(1) 同報系については、合併後速やかに本庁・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとるものとしたします。

(2) 移動系については、新市に意向後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時調整するものであります。

5 原子力防災計画については、川内市の例により、平成16年度中の県の承認を目指すものであります。

6 応援協定につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整するものであります。

7 常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。

8 消防計画(常備消防分)については、合併までに策定する。

9 消防施設整備計画(常備消防分)については、現行の整備計画を新市に引き継ぎ、新たな整備計画を3年以内に策定する。

10 防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整するものであります。

10 項目の調整方針案でございます。

消防防災関係事業の要旨・留意点についてでございますが、消防・防災等に関する組織、計画、制度等につきまして、3項目ほど抱える中で、調整を図っていきたいという考え方でございます。

提案の理由でございます。

新市施行とともに、安全かつ確実な消防防災体制がとれるよう考慮し、提案するものでございます。

協定先進地事例につきましては、4例ほど掲げてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

4の参考法令等の抜粋でございますが、ここに掲げてございます。お目通しをいただきたいと思っております。

今後のスケジュールといたしましては、持ち帰りという形になるわけでございますが、10月24日まで町村の回答を待ちまして、幹事会の一次協議、二次協議を行いまして、11月26日に協議会確認をいただくことといたしております。

開けていただきまして、59ページでございますが、事務事業の一元化調整の総括表でございます。59ページから70ページに、1市4町4村の地域防災計画等についての横並び状況、それから川内地区消防組合の関係等々について、それぞれ横並びでお示しをいたしております。さらには個別に調整方針案をそれぞれお示しいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 30 号、消防防災関係事業について、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

特別にご質問もないようでございます。お持ち帰りいただきまして、また十分お目通しをいただき、ご協議をいただきたいと存じます。

では引き続きまして提案第 31 号、農林水産関係事業についてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

産業経済専門部会でございます。71 ページをお開き下さい。

農林水産関係事業について、合併協定項目 23 - 15 号「農林水産関係事業」について、次のとおり提案するものであります。

調整方針案の 1、農政関係事業であります。

1 番目に、マスタープラン及び農業振興助成制度（融資関係市町村単独）については、新市に移行後、速やかに調整する。

2 番目で、農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 番目で、研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

4 番目で、市町村民農園（ふれあい農園）については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。

2 番目の畜産関係事業です。

1 番目で、生産総合対策事業（畜産ハード 畜産経営活性化事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 番目で、大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為について既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 番目では、肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

4 番目では、肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

72 ページをお開き下さい。

5 番目では、特定離島ふるさとおこし推進事業（県有牛導入事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

6 番目では、家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

7 番目では、共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

8 番目では、山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 番目の林業関係事業ですけれども、

1 番目では、市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。

2 番目では、県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に新たに制度等を制定する。

3 番目では、火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

4 番目の農業土木関係事業ですけれども、

1 番目では、農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 番目では、農道等に関する使用（占用）許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請書については、合併時に新たに制度等を制定する。

3 番目では、土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

4 番目では、土地改良事業分担金徴収については、合併時に新たに制度等を制定する。

5 番目では、土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

6 番目では、土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。

7 番目では、農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

8 番目では、生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。

9 番目では、県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

10 番目の、市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。

11 番目の、農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

5 番目の水産関係事業です。

1 番目では、漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。

2 番目では、漁港占用許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 番目では、水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

73 ページです。

4 番目では、水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

5 番目の、水産観光促進奨励金制度については、4 村を対象にし、合併時に上甗村の例により調整する。

6 番目では、信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。

7 番目では、漁船建造資金利子補助制度については、4 村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に新たに制度を制定する。

以上、33 調整方針案であります。

次の 74 ページです。協議項目の要旨・留意点です。

1 番目といたしましては、農林水産関係に関する事業・制度について検討する。

2 番目では、農林水産業の施策については、従来からの経緯や地域の特性を活かし、新市において安定的かつ継続的な振興を図るため、引き続き事業の推進に努めるものとする。

2 番目の提案理由ですけれども、各種事務事業については、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い調整するものであります。

3 番目の協定の先進事例ですけれども、77 ページまで 4 例ほど記載をしてありますので、お目通しをお願いいたします。

それから 77 ページにつきましては、先ほどの 2 専門部会と同じく、24 日まで各市町村の協議回答と 11 月 26 日の協議会確認ということになっております。

それから 78 ページに 112 ページですけれども、それぞれ 1 市 4 町 4 村の事業について、目的、事業概要、それから末尾のほうに、課題、問題点等、記載してあります。一元化の総括表となっておりますので、お目通し方をよろしくお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 31 号、農林水産関係事業につきまして、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

何かございませんか。ないようでございます。お持ち帰りの議案でございますので、どうぞまた、お持ち帰りいただきまして、関係市町村、団体でご協議をいただきまして、また、持ち寄っていただきたいと存じます。ありがとうございました。

これで提案事項 5 件につきましては、終わらせていただきまして、次は報告事項が 5 件ございます。これから報告事項に入ります。

まず 1 番目、合併協定項目 C・D 群の協議状況についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

資料の 113 ページをお願いいたします。

(3) 報告事項、 合併協定項目 C ・ D 群の協議状況につきまして、各市町村におきま
す主な意見、要望について、ご説明いたします。

なお、このように各群の途中の審議状況を法定協に中間報告する意味といたしましては、
直前の前々幹事会で審議するわけでございますが、 1 点目は、提案事項につきましての検
討経過を法定協の委員の皆様、住民の皆様に知らせたいという目的がございます。

2 点目は、議案内容の変更等が生じた場合には、構成市町村の中で強い要望、意見があ
った場合には、そういう不測の事態もあるわけですが、議案内容の変更等の場合は、各対
策本部、議会に再協議をお願いする場合も出てまいります。

それで、本日の C 群、D 群 10 件につきましては、去る 10 月 2 日の幹事会で審議しまし
たが、調整方針の議案変更についての変更に至るものはございませんでした。したがいま
して、本件につきましては、各市町村に再協議の依頼ということの要望も出てまいりませ
んでした。

内容につきましては、113 ページから説明いたします。

113 ページの上の全体的な事項といたしまして、祁答院町のほうから、事務事業一元化
調整方針の分類 5、中に書いてございますように、3 年後はどのような方向で調整される
のか、なるべく早く明確に調整案を示してほしいということでございまして、* に書かれ
ておりますのが、幹事会としての意見集約、あるいは法定協事務局の考え方でございます。

本件につきましては、制度などが大きく異なるものがあり、合併時に一本化すること
かえって不公平感を与える場合もあることから「新市において調整」の取扱い方針も出て
くるということ。各専門部会、分科会では、12 月末までに可能な限りの細部調整を行うこ
ととしております。

それから書かれておりませんが、これの他に、これまで各市町村で政策的に実施
されたものにつきましては、新市長、新議会の議論のあと、政策決定すべきではないか
という考え方もございます。

それで次に C 群の一次協議 5 件でございますが、本件につきましては、8 月 28 日に提
案されて、10 月 24 日に承認予定でございます。

の財産の取扱いにつきましては、特に意見はございませんでした。資料変更についま
しては、後ほど 116 ページで説明いたします。

の事務組織及び機構の取扱いにつきまして、ご覧のとおり東郷町、下甕村、川内市、
入来町から組織に関わる要望、意見が出されております。本件につきましては、今後、事
務組織調整会議・助役会議等で開催し調整をしてまいります。

の国民健康保険事業の取扱いにつきまして、川内市のほうから、国保税については、

構成市町村の医療費の給付内容、国保財政調整基金の保有額等給付状況を十分精査のうえ、協議されたい。国保税の額をできるだけ早く市民に示されたいというような要望、意見が出されております。本件につきましては、*にございますように、市の税率、国保財政調整基金につきましては、現在、分科会で協議中でございます。

開けていただきまして、114 ページでございますが、介護保険事業の取扱いにつきましては、特に意見が出されておられません。

につきましては、児童福祉事業につきまして、祁答院町では、出生祝金を第4子以降支給しているが、調整方針案が廃止ということで、末尾に書かれておりますように、少子高齢化の政策に逆行するのではないかとというようなご意見がございました。これにつきましては、下から2行目でございますが、施策的には少子高齢化に対応したい制度と考えられるが、新市に拡大した場合、対象者が多く財政的負担が大きいことから協議の結果、廃止することとなったという部会長の報告がございました。

これがC群でございまして、115 ページがD群の一次協議5件でございます。

本件につきましては、提案日は去る9月11日でございます、承認予定日を10月24日、第8回法定協を予定しております。

の町名・字名の取扱いにつきましては、特に出されておられません。

の自治会・行政連絡機構の取扱いにつきましては、川内市のほうから、地区コミュニティ協議会は、小学校校区47区に設置してはどうか。地区コミュニティセンターに職員を配置してほしいというような意見が出されております。この地区につきましては、現在、新市まちづくり計画の中では、65区分の地区、校区で計画をしております。

なお、この地区コミュニティセンター、職員配置の問題につきましては、本日の肥後委員、中島委員の先の質問等もございましたので、今後、地区コミュニティの機能強化と定員管理計画のバランスもございまして、関係の部会、調整会議で協議してまいります。

の窓口業務につきまして、祁答院町のほうから、農業委員会の窓口業務についても支障がないよう各支所の組織・機構を充実してほしいということで、本件につきましては、事務分掌のところ検討、配置するという、そして農業委員会の窓口業務の機能につきましては、受付事務は支所に残るということで、まとめております。

それから の保健衛生事業につきまして、甕4村診療所の調整方針について、「新市移行後も当分の間現行のおとし、運営方法等について随時調整する。」とあり、当分の間が3年であれば3年後は統廃合するかのようにとらえられる恐れがある。よって、「現行のまま新市に引き継ぐこととする。ただし、地域によっては診療科目等の調整を行うものとする。」に変更してほしいという、鹿島村からの要望、意見がございましたが、これは*にございますように、調整方針の「随時調整する。」という中の意味は、体制やサービスを向上させる方向での取りまとめたものであるということでございます。

それから の環境衛生事業につきましては、衛生自治連絡協議会は、名称を衛生自治団

体連合会に変更したほうがよいのではないかというような意見、それから最後のほうには、最終処分場の管理については、合併前に施設の改善を行ってほしいという、川内市からの意見、要望が出されておりました、最終処分場の管理につきまして、本件の最後につきましては、現在、協議調整中でございます。

それから 116 ページが報告の最後になりますが、合併協定項目「財産の取扱い」について、次のとおり変更したいということでございます。

資料といたしましては、基金別の比較表でございまして、修正前、修正後がございまして、入来町のところに記載されておりますように、説明としては、このページの下から 3 段目、変更の理由のところでございます。

国民健康保険出産費資金貸付基金は、調整方針として「新市に移行時に統合する。」となっていたが、分科会の詳細協議の結果、これまで出産費の資金貸付実績は 1 件のみであり、出産費についても国保加入者の補助事業で対応できることなどから、調整方針を「廃止とするもの。」へ変更するものである。このように報告がございました。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

合併協定項目 C・D 群の協議状況について、ただいま報告をいたしました。最終的にはこれは次の第 8 回の法定協議会の中で、承認をいただく予定にいたしておりますので、今日まだ結論を出すわけではございません。いろいろ委員の皆さん方のご意見を頂戴してまいりたいと存じます。何かご意見、ご質問ございませんか。

塩釜三郎委員

鹿島村の塩釜です。

さっきの局長の説明で少しは理解はできたかなと、そのようには思っておりますけれども、もう少し、新市移行後も当分の間現行のとおりとする、当分の間というこの文言の意味が少し理解に苦しむわけであります。

と言うのは、川内市の湯田、西方、高江、久見崎云々と、祁答院、黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととすると、そのようになっているわけであります。

したがって、我が甌 4 村だけ、当分の間というふうにしてあるのはどういうことであるか、そこらあたりの説明をよろしくお願いします。

森卓朗会長

今、塩釜委員のほうから、115 ページの のところですね。そうですか。

岩下晃治住民健康福祉部会長

住民健康福祉部会でございます。

この点につきましては、川内市あるいは祁答院町にあります診療所については、現行のまま新市に引き継ぐという形にしているが、甑4村の診療所につきましては、当分の間現行のとおりとし、随時調整するという形でしてあるが、どういうことかということですが、川内あるいは祁答院町にございます診療所につきましては、もう現行のまま新市に引き継ぐという形で、甑4村の診療所等については、あまりこの1市4町と4村との診療体系には、かなり差がございますので、今後、整備等を含めましてするという形で、こういう調整方針にしたという形でご理解をいただきたいと思います。

森卓朗会長

塩釜委員、よろしゅうございますか。

塩釜三郎委員

分かりました。

森卓朗会長

何かもうちょっと、よく分からなかった感じがするんですけど、もうちょっと説明して下さい。

岩下晃治住民健康福祉部会長

実は、甑4村のそういう医療関係、あるいは介護保険施設等については、本土側と比べまして、島嶼部については未整備な面があるから、この島嶼部の医療関係、あるいはそういう介護保険施設等については、今後、充実していくという形で、区別したところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

森卓朗会長

なくするというわけではないわけですね。

岩下晃治住民健康福祉部会長

そういうふうとではございません。

森卓朗会長

そういうことだそうでございますので、川内と祁答院の診療所は残っていくけれども、甑4村の島嶼部の診療所は、当分の間と書いておいて、3年した時にはなくなるのではな

いかというようなご心配も島民の中にもいらっしゃるということで、委員のほうからも代表でご質問があったわけですが、内容、整備の仕方が違うので、こう分けたということであるようであります。充実していくということでもありますそうですから、ご了承いただきたいと思います。

岩切秀雄委員

川内市の岩切です。幹事長です。

今、配っております、新市まちづくり計画の原案というのがございます。これの 34 ページをお開き下さい。

幹事会でも同じ意見が出されまして、今、専門部会長が説明したとおり、充実するという意味での計画でございます。34 ページの上から 5 行目ぐらいの後ろのほうを見ていただければ、特に甕島地区の診療所の経営、統合や、病床数の増による病院化、医療機器整備による医療体制の強化を図りますということで謳っております。

そういうことを背景に、今よりも充実させるという意味での考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

森卓朗会長

さらに幹事長のほうから、新市まちづくり計画原案の中に、しっかりと謳ってあるということでございますので、ご安心いただきますようお願いをいたします。

他にございませんか。

塩釜委員、よろしゅうございますね。

塩釜三郎委員

はい。

森卓朗会長

では、まだ次の第 8 回の法定協議会の時に、いろいろと結論を出すようにいたしておりますので、また、お持ち帰りいただきまして、お目通しをいただき、次の会議に臨んでいただきたいと存じます。

次に の新市名称公募結果についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の 117 ページをお願いいたします。

新市名称公募結果について、ご報告いたします。

本件につきましては、8 月 25 日から 9 月 25 日の期間、公募をいたしました。117 ペ

ージの左上にございますように、応募数の一覧といたしましては、応募総数 9,490 件、有効件数 8,365 件、無効件数 1,125 件でございました。

この無効につきましては、よみがなの未記入が多いという報告を受けております。

それから応募方法別の件数につきましては、ご覧のとおりでございますが、当然、合計は 9,490 件になります。

それから右のほうの欄にございますが、地区別の応募件数にいたしましては、川薩地区 9 市町村の合計が 7,555、明細はご覧のとおりでございます。中段にございますように、川薩地区を除きます鹿児島県内が 356 件、他都道府県の合計が 1,564 件、外国、国外から 1 件、住所不明が 14 件、合計は 9,490 件でございます。

なお、左のほうの下に、応募名称の種類が書いてございますが、応募名称の種類につきましては、応募の有効の 8,365 件を分類しますと 2,557 種類になっております。内容につきましては、別冊の資料 5 で少しあとに説明いたします。

今回は、小委員会の提言等もございまして、9 市町村の全ての小中学生にも応募を呼びかけましたので、小中学生からの応募もたくさんございました。誠にありがとうございました。

それから小委員会の委員の皆様には、先週、集計結果の全てのデータ、命名の理由等を含みますけれども、送付してございまして、各委員の皆様には 20 点程度の選定をお願いしたところでございます。

法定協への中間報告といたしましては、10 月 24 日の第 8 回協議会に、小委員会の委員の皆様が選定されました 20 点程度を中間報告の予定でございます。

それでは別冊の資料 5 をお願いいたします。右上のほうに資料 5 と打ってございますが、新市名称応募結果の名称種類の一覧表でございます。

繰り返しになりますけれども、応募総数の中の有効件数 8,365 件が 2,557 種類ございました。開けていただきまして、1 ページからこの全ての種類を列記してございますが、通し番号を左から 1 番からふってございまして、五十音順に名称とよみがなを列記してございます。後ほどご覧下さるようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

ただいま 新市名称公募結果につきまして説明をいたしましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

ンダモシタン市というのもあるようですので。

あとでじっくりお目通しをいただきたいと存じます。

では続きまして の事務の進捗状況についてを、ひとつお願いします。

森園一春総務広報班長

118 ページをお開き下さい。 事務の進捗状況についてでございます。ここにつきましては、各班のほうで報告させていただきます。まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございますけれども、9月30日に第3号を発送しております。第4号は10月末発送予定で、第6回、本日の第7回協議会分を掲載予定でございます。

ホームページにつきましては、9月30日現在、アクセスが7,243件ございました。

議事録作成につきましては、第5回議事録を9月29日発送しております、第6回議事録を10月下旬発送予定でございます。

新市名称募集につきましては、9,490件の応募がございました。

古川英利計画班長

計画班でございます。

新市まちづくり計画につきましては、先ほど説明しましたとおり、11月の13日にあらためての修正案の提案をしたいと考えておりますので、明日から約1ヶ月間かけて見直す作業を、プロジェクト会議等で進めたいと考えております。

なお、10月の10日から21日にかけては、各専門部会ごとの協議検討も行う予定でございます。以上です。

奥平幸己調整班長

続きまして調整班でございます。

各専門部会、分科会の開催状況につきましては、9月16日から9月末日までの開催状況を掲載してございます。専門部会3回、分科会延べ57回。これまで2週間の間では、30数回程度でございましたが、今回、非常に分科会の回数が増えております。

そのあと、調整会議等の開催状況につきましては、そこに記載のとおりでございます。

また、時期提案項目ということで、10月24日のG群提案の中に、議会議員と農業委員会の委員の定数及び任期を入れてございます。本来、F群ということで、本日の提案となっておりましたが、現在、協議調整中ということで、G群のほうに、次回に回してございます。

あと議長、4番のほうで、関連で説明させてもらってよろしいでしょうか。

森卓朗会長

はい。どうぞ。

奥平幸己調整班長

続きまして119ページをご覧ください。

各専門部会、分科会では、共通事項ということで、議案の調整と事務事業の細部調整、例規一元化作業に精力的に取り組んでおります。

各専門部会の主なものについて、ご説明申し上げます。

総務部会につきましては、新市の組織機構等について、これから定数等の関係を協議してまいります。

企画財政部会におきましては、地区コミュニティ協議会の制度等について、今後、協議をしてまいります。

産業経済部会につきましては、会長局長会議によります農業委員会の、そこには書いてございませんけれども、委員の定数及び任期の取扱いを協議してまいります。

住民健康福祉部会につきましては、社会福祉協議会との合同の専門部会を予定しております。

また、教育部会におきましては、教育長会議を開催しながら、新市の教育委員会の組織機構等についての協議をしております。

また、電算情報部会につきましては、地域情報化計画策定作業に調整会議等を開催し、積極的に、現在、取り組んでいるところでございます。

また、議会・監査部会におきましては、本日も開催がございましたが、議長会等を精力的に開催しながら、議会議員の定数及び任期の取扱いについての協議を進めております。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

事務の進捗状況と の9専門部会の進捗状況について、報告を申し上げたところであります。何かこの項について、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にご質問ないようでございます。次に入ってまいります。

一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

田中良二事務局長

それでは報告事項の最後は、120 ページをお願いいたします。 から一部事務組合についての報告の記載がございます。本日の報告内容につきましては、122 ページをお開き下さい。

122 ページの下から2マスが本日の報告事項でございまして、先の第6回法定協、9月25日以降の動きについて、ご報告申し上げます。

9月26日、下から2段目でございますけれども、薩摩東部地区・川薩地区両法定協の幹事長・副幹事長・事務局長の会議を行いました。内容につきましては、これまでの協議経過とスケジュールの確認を行い、確認事項にございますように、右の欄ですが、1市7町の首長会議、市町長会議を開催するということで合意しました。

そして 10 月 1 日、1 市 7 町の市町長の意見交換会ということで、当日は主として本土側の衛生関係の協議ということで、1 市 7 町で開催させていただきました。協議事項につきましては、薩摩東部地区関係の一部事務組合の調整方針案について協議し、今後の進め方についても協議を行いました。

確認事項といたしましては、一番上の欄にございますように、祁答院地区消防組合など、本日ご提案申し上げたものにつきましては、3 行目にございますが、基本方針については合意しております。それから東部地区との関係では、薩摩郡東部衛生処理組合・川薩地区介護保険組合については、10 月中旬までに基本方針の確認を行うこととしております。

今後、本件につきましても、事務レベルの協議を詰めまして、関係首長会議を経て提案できるように、精力的に協議を行ってまいります。

それから末尾にございますように、財産処分及び職員の取扱いについては、今後協議するということで、森会長のほうからの指示もございまして、両法定協お互いに内容を持ち帰ったり、持ち寄ったりしながら協議を進めてまいることとしております。

以上で一部事務組合の報告を終わります。

森卓朗会長

一部事務組合の関係につきまして、報告を申し上げます。何かこの件について、ご質問、ご意見ございませんか。

特別にないようでございますので、この項につきましては、報告事項については、終わらせていただきます。

その他に入ります。その他、委員の皆さん方から、この際、何かご意見ございませんでしょうか。

委員の皆さん方から特別にないようでございますが、事務局のほうから何かございませんか。

川野眞司事務局次長

事務局でございます。資料は 123 ページでございます。

次回協議会等の開催予定についてでございますが、まず 10 月 14 日、第 5 回小委員会を川内市で予定しております。新市名称候補選定について、ご審議いただく予定でございます。

それから次回の協議会、第 8 回の協議会が 10 月 24 日、祁答院町で予定しております。合併協定項目の C 群、D 群、G 群について、ご審議をいただく予定にしております。

それから開けていただきまして、124 ページでございますが、本日提案の中ほどにございます F 群でございますが、10 月 24 日が各市町村の回答期限となっておりますので、よろしく願いいたします。

それから開けていただきまして、125 ページでございますが、合併協定項目 46 項目の協議状況でございます。確認済、それから提案済、持ち帰り協議中のものを含めまして、総計で 33 項目ということになっております。

それから 126 ページからは今後の協議日程でございます。後ほどご覧いただければと思います。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま次回協議会の開催と、合併協定項目の市町村協議スケジュールについて、合併協定項目（46 項目）の協議状況について、事務局のほうから説明申し上げました。この項について、何かご質問ございませんか。

福元忠一委員

火曜日とありますが、金曜日だと思うんですが。

森卓朗会長

何か曜日が違っているということで、入来町長さんのほうから質問でございます。

川野眞司事務局次長

失礼しました。10 月 24 日、金曜日でございます。申し訳ありませんでした。

申し訳ありません。123 ページでございます。第 8 回協議会が、10 月 24 日、金曜日でございます。失礼いたしました。

森卓朗会長

123 ページ、第 8 回協議会、10 月 24 日（火）となっておりますが、（金）というふうに直していただきます。金曜日だそうでございます。

福元町長さんのほうからご指摘がございました。

他にございませんか。

（「なし」の声）

特別にご質問、ご意見もないようでございますが、以上で予定されました協議事項につきましては、全て議了をいたしました。

前回の第 6 回の協議会の時は 5 時過ぎまでかかりましたけれども、今日は極めて、提案あるいは報告事項だけでございましたので、極めて順調に協議が進んだところであります。また、お持ち帰りいただきまして、ひとつ十分目を通していただき、それぞれの団体において協議の上、またお持ち寄りをいただきたいと存じます。

本日は大変、会議にご協力をいただきまして、ありがとうございました。座長の役目を

これで終わらせていただきます。ご協力に感謝いたします。

司会者（川野真司事務局次長）

それでは以上をもちまして第7回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。